

平成 25 年 4 月 1 日

## 入札に関する要領等の変更について

一般競争入札について、応札が 1 者以下(ジョーカーアウト適用(J0)による場合も含む)となった場合も中止としてきましたが、受注意欲の評価及び事業効果の早期発揚さらに法令の解釈からも「競争性は失われるものではない」として、平成 25 年度より、応札が 1 者でも入札が成立するものとし、関係要領等を変更して試行します。

### 『 条件付き一般競争入札に共通して必要な事項について 』

#### 10 入札の中止

##### 「現 行」

入札参加者が 2 名に満たないときは、入札執行を中止する。ただし、当該中止後に再度公告した入札においては、この限りでない。

##### 「試 行」

入札参加者が 1 名に満たないときは、入札執行を中止する。

### 『 氷見市入札心得 』

#### (入札の辞退)

#### 第 2 条の 2 第 4 項

##### 「現 行」

一般競争入札及び指名競争入札を行う場合、入札の辞退等により入札参加者が 1 人のときは、入札執行を中止するものとする。ただし、再度公告及び再度の指名の通知による入札においては、入札参加者が 1 人となっても入札は執行するものとする。また、物品関係の入札においては、入札参加者が 1 人となっても入札は執行するものとする。

##### 「試 行」

指名競争入札を行う場合、入札の辞退等により入札参加者が 1 人のときは、入札執行を中止するものとする。ただし、再度の指名の通知による入札においては、入札参加者が 1 人となっても入札は執行するものとする。また、一般競争入札及び物品関係の入札においては、入札参加者が 1 人となっても入札は執行するものとする。